

小口資金のご案内

市内中小企業者（1年以上市内で事業を営んでいる方）が、仕入資金、人件費、外注資金などの運転資金や、機械設備の購入や車両購入などの設備資金に幅広くご利用いただけます。

1 融資申込者の資格

- (1) 前橋市内に事業所を有し、市内で1年以上の事業実績を有する中小企業信用保険法で規定する中小企業者（一部対象外あり）で市税及び県税に未納のないもの
- (2) 申請者又は申請者の団体の役員等が、暴力団及びその関係団体との関係がないもの

2 融資の条件

- (1) 融資限度額 1, 250万円
- (2) 資金使途 運転資金及び設備資金
- (3) 融資期間 運転資金6年以内（内据置6ヶ月以内）
設備資金8年以内（内据置6ヶ月以内）
- (4) 融資利率 1. 8%以内
保証料 保証料率1%以下の負担を（県4：市4：中小企業者2）とし、
1%を超える場合は、県と市が0. 8%を補助し、その他は
中小企業者の負担となります。
- (5) 担保及び保証人 金融機関所定
- (6) 償還方法 元金均等分割償還

※融資申込前の発注、契約、事業着工は融資対象外となりますので、ご注意ください。

3 提出書類（金融機関へ提出してください）

- ① 金融機関所定の融資申込書
- ② 信用保証委託申込書、信用保証委託契約書、個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会所定）
- ③ 暴力団等と関わりのない旨の誓約書
- ④ 市税納税証明書（原本）
（納期到来済の市税及び延滞金について滞納がない旨記載の証明書）
- ⑤ 県税に滞納がないことの証明(原本)
- ⑥ 事業の許認可証の写し（該当する場合）
- ⑦ 直近2営業年度の決算書の写し（個人の場合は、確定申告書直近2期分）
- ⑧ 定款又は法人登記簿謄本の写し（法人の場合のみ）
- ⑨ 計画内容を説明する書類（設備資金の場合：カタログ、見積、図面等）
- ⑩ その他、申込先金融機関が必要とする書類

【融資取扱に際しての注意点（金融機関向け）】

- (1) 金融機関は、申込み案件について取扱の方向が定まった時点で、群馬県信用保証協会前橋連絡所（商工会議所）、大胡、宮城、粕川地区は前橋東部商工会に書類を提出してください。
- (2) 借換の場合は下記の要件を満たすことが必要となります。
【小口資金に係る借換要件】
- ① 事業計画書を作成し、経営改善に計画的に取り組むもの（経営改善要件）
 - ② セーフティネット保証 5 号又は第 6 号の認定の取得
- (3) 群馬県信用保証協会の信用保証決定がされた後、融資を実行してください。
（市に対して申請書を提出する必要はありません。）

担当課連絡先

前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策係
〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号（前橋市役所 6 階）
電話 027-898-6983（直通） FAX 027-224-1188（専用）